

三朝町再犯防止推進計画 概要

1. 計画策定の趣旨

犯罪をした者等が再び罪を犯すことなく、地域社会の一員として円滑に社会復帰することを促進するとともに、町民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す。

2. 計画の位置付け

再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）第 8 条第 1 項に定める地方再犯防止推進計画として策定する。

3. 計画の期間

令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とし、国・県の計画の見直し等を踏まえて必要に応じて見直しを行う。

4. 計画の基本方針

国や県、関係団体と連携しながら再犯防止施策を推進するにあたって、取り組むべき 6 つの重点事項を設定し、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援する。

5. 重点事項と取組事項

重点事項	取組事項
① 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援制度を活用した就労支援を行う。 公共職業安定所による出張相談を町内で実施する。 「社会を明るくする運動」を通じて協力雇用

	<ul style="list-style-type: none"> 主制度の普及に努める。 更生保護法人の活動に対する支援を行う。
② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障がい者、ひきこもり等福祉のニーズを抱える者に対する相談支援を行う。 鳥取県地域生活定着支援センターなどの関係機関との連携を強化する。
③ 学校と連携した修学支援の実施等のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 道徳科による犯罪を起こさない規範意識の醸成を図る。 「社会を明るくする運動」を通じて学校訪問など非行防止のための取組を行う。
④ 民間協力者の活動の促進等のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 保護司や更生保護女性会等の行う更生保護活動の支援及び周知に努める。 保護司や民間ボランティア団体等に対する町表彰を行う。
⑤ 地域による包摂を推進するための取組	<ul style="list-style-type: none"> 国や県、関係機関主催の再犯防止推進研修会や連携会議へ積極的に参加する。 民生児童委員をはじめとした地域における見守り支援関係者との適切な連携を図る。
⑥ 再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 「社会を明るくする運動」強調月間において啓発活動をより強力に進める。 町報等での更生保護活動の紹介による町民の理解促進に努める。 犯罪をした者等やその家族の人権擁護のため、人権講演会・研修会を開催する。